

平成23年改正条例附則別表第2の人事委員会規則で定める号給の決定に関する規則をここに公布する。

平成23年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第5号

平成23年改正条例附則別表第2の人事委員会規則で定める号給の決定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年鳥取県条例第29号。以下「改正条例」という。)附則別表第2の規定に基づき、改正条例附則第3項の規定の適用を受ける職員のうち改正条例附則別表第2の規定により切替日(改正条例附則第2項に規定する切替日をいう。以下同じ。)における号給を人事委員会規則で定めることとされているもの(以下「特定職員」という。)の切替日における号給を定めるものとする。

(特定職員の切替日における号給)

第2条 特定職員の切替日における号給は、当該特定職員の旧級号給(切替日の前日において属していた職務の級及び同日に受けていた号給(以下「特定号給」という。)をいう。以下同じ。)及び新級(改正条例附則第2項の規定に基づき切替日において属することとなる職務の級をいう。以下同じ。)の別に従い、切替日の前日において特定号給を受けていた期間の区分に応じ、別表の新号給欄に定める号給とする。

2 前項の規定により特定号給を受けていた期間を算定する場合において、特定職員が50歳を超えることとなる日の直前の昇給の日以降の期間(平成20年4月1日以降の期間に限る。)及び55歳を超えることとなる日の直前の昇給の日以降の期間(平成20年3月31日までの期間に限る。)については2月をもって、55歳を超えることとなる日の直前の昇給の日以降の期間(平成20年4月1日以降の期間に限る。)については4月をもって、それぞれ1月と算定するものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、特定職員の切替日における号給の決定に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

ア 旧級号給が2級121号給であって、新級が1級となる特定職員

期間の区分	新号給
3月未満	145
3月以上6月未満	146
6月以上9月未満	147
9月以上12月未満	148
12月以上15月未満	149
15月以上18月未満	150
18月以上21月未満	151
21月以上	152

イ 旧級号給が2級121号給であって、新級が2級となる特定職員

期間の区分	新号給
3月未満	110
3月以上6月未満	111

6 月以上 9 月未滿	112
9 月以上12月未滿	113
12月以上15月未滿	114
15月以上18月未滿	115
18月以上21月未滿	116
21月以上24月未滿	117
24月以上27月未滿	118
27月以上30月未滿	119
30月以上33月未滿	120
33月以上	121